

社会保険等(本人・家族) 40~74歳の方

昭和24年4月1日から昭和59年3月31日までに生まれた方
(全国健康保険協会・健保組合・共済組合・国保組合等)

昭和24年3月31日以前に生まれた方は、75歳の誕生日前日までが特定健診の対象です。75歳になってから受診する方は5~6ページをご覧ください。

※ 各種健診の申込み前に、1ページを必ずご確認ください。

特定健診

※社会保険等被保険者(本人)および職場で健診がある方は職場健診(事業主健診)を受診してください。

- 特定健診の対象者は、保険証の発行元(保険者)から配付される「**特定健康診査受診券**」を用意のうえ、受診してください。
- 「受診券」が届かない場合は、保険証の発行元(保険者)または勤務先にお問い合わせください。

【主な保険者の問合せ先】

全国健康保険協会山梨支部 : 220-7754

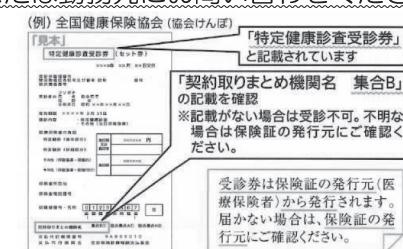
地方職員共済組合山梨県支部 : 223-1377

山梨県市町村職員共済組合 : 232-7311

公立学校共済組合山梨支部 : 223-1745

警察共済組合山梨県支部 : 221-0110(代)

※掲載以外はご加入の保険者へお問い合わせください。

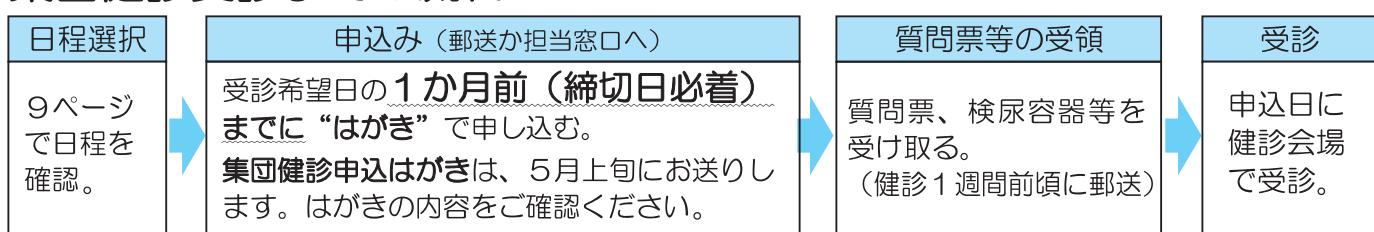


検査内容：問診、医師の診察、身体計測(身長・体重・腹囲)、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質・糖・肝機能)
※集団健診では貧血・腎機能を追加

| 対象者 | 健診方法 | 自己負担金 | 持ち物 |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 「特定健康診査受診券」に 『契約とりまとめ機関名 集合B』の 記載がある方 | 集団健診 申込・定員制 (9~10ページ参照) | 保険者が設定して いる金額 本市のがん検診も 受診する場合は、 別途料金(2ページ) がかかります。 | 保険証* 特定健康診査受診券 自己負担金 質問票など |
| | 保険者が定めた方法 | | |
| 上記以外の受診券をお持ちの方 | 保険者が定めた方法 | | 保険者が定めた もの |

集団健診受診までの流れ

※マイナンバーカードではない通常の保険証が必要です。



がん検診等

【問合せ先】 地域保健課 ☎ 237-2505

| 対象者 | 受診方法 |
|-------------------------|--|
| 受診可能な年齢は、それぞれの検診等で異なります | 2ページ参照 ・集団健診会場では、胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検査※1が受けられます。 ・特定健診と同時にできる検診とできない検診があります。 ・個別健診でがん検診を希望する方は、7ページをご確認ください。 |

※1 40~49歳の方で、今までに1度も検査を受けたことがない方。内容は3ページをご確認ください。

人間ドック

【問合せ先】 保険証の発行元(保険者)または勤務先